

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人竹原精太郎、同新井旦幸連名の上告趣意のうち判例違反、憲法三八条一項違反をいう点は、所論の各自白が取調べ官の巧妙なトリック、暗示にかかつてなされたものであるとの、原判決の認定に沿わない事実を前提とするものであり、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり決定する。

昭和四八年四月三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	塚	喜	一	郎
裁判官	村	上	朝	一	
裁判官	岡	原	昌	男	
裁判官	小	川	信	雄	